

## 平成 23 年度統計法施行状況報告（抄）【ビジネスレジスターの構築・利活用】

＜略号凡例→「総」：総務省、「財」：財務省、「特」：特許庁＞

## 第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

## 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

## (2) ビジネスレジスターの構築・利活用

## ア 母集団情報の的確な整備

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
No34 総 1	○ 経済センサス - 活動調査の中間年に当たる平成 26 年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス - 基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成 25 年度までに所要の準備を実施する。	○ 平成 23 年度は、前年度に引き続き、研究会を開催し、平成 21 年経済センサス - 基礎調査の実施状況についての検証や平成 24 年度に予定している試験調査の実施についての検討を行う等、平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施に向けて所要の準備を進めている。	実施予定①	平成 24 年 9 月に試験調査を実施し、調査結果の分析及び評価を行い、平成 25 年 1 月を目途に平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施計画案を作成予定
No35 総 2	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業員数、事業所数等の照会を定期的実施する。	総務省	平成 21 年度から実施する。	○ 平成 21 年 7 月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業員数等について、平成 21 年 11 月から郵送による照会を定期的実施しており、平成 23 年度においても年 4 回の照会業務を引き続き実施した。 ○ 労働保険情報の照会対象と重複が想定されることを踏まえ、照会業務の見直しを実施した。	実施済	平成 24 年度からの商業・法人登記情報による照会業務については、労働保険情報に基づく照会業務で照会対象とした事業所との重複排除を実施した上で、年 1 回の照会

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
						業務として実施し、ビジネスレジスターの整備情報に活用
No36 総 3	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成 22 年から検討する。	○ 厚生労働省との調整の結果、平成 23 年 7 月以降、月次で労働保険情報（名称、所在地、保険関係等）を受領。受領したデータについて分析を実施し、保険関係の成立・消滅の届出が必ずしも事業所の新設・廃業の概念に一致するものではないことを踏まえ、事業所への照会業務を検討し、平成 23 年 12 月にオンライン手法を含めた照会業務を試験的に実施した。	実施予定①	労働保険情報について、平成 24 年 5 月以降、新設・廃業事業所への照会業務を実施し、ビジネスレジスターの整備情報に活用

イ ビジネスレジスターの充実と拡張

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
No37 総 4	○ 工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。	総務省	平成 21 年度から検討する。	○ 平成 23 年 3 月に策定した整備方針の中で、優先的に記録する統計調査を整理し、各府省の協力を得て、平成 23 年 7 月から、順次、その統計調査結果（経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査、サービス産業動向調査、科学技術研究調査、個人企業経済調査、法人企業統計調査、学校基本調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、医療施設調査、農林業センサス（法人組織経営体）、漁業センサス（法人組織経営体）、商業統計調査、工業統計調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査、特定サービス産業動態統計	実施予定①	ビジネスレジスターの円滑な運用開始のため、前年度に照合した結果を活用して、順次、平成 24 年度以降に提供を受ける優先的に記録する統計調査について、ビジネスレジスターに収録

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
				調査、エネルギー消費統計調査、中小企業実態基本調査、商業動態統計調査、建設工事施行統計調査の計 21 統計調査) の提供を受け、平成 25 年 1 月からのビジネスレジスターの正式運用開始に向け、効率的にビジネスレジスターに収録するための照合作業を実施した。		
No38 総 5 財 1	○ EDINET 情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET 情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省、財務省	平成 21 年度から検討する。	○ EDINET 情報について、売上高等の財務諸表数値に関するデータの出力を行うとともに、財務省・金融庁と打合せを行い、法人企業統計調査に利活用するためには、照合等が必要であることを確認した。【財務省】 ○ EDINET 情報(有価証券報告書情報)について、ビジネスレジスターの基盤となるデータとの照合等を平成 23 年 7 月に実施した。また、法人企業統計調査とビジネスレジスターの基盤となるデータの照合等を平成 23 年 8 月に実施した。【総務省(統計局)及び財務省】	実施予定①	ビジネスレジスターへの収録情報について、法人企業統計調査への活用を引き続き検討するとともに、平成 25 年 1 月のビジネスレジスターの正式運用開始に伴い、EDINET 情報の収録を実施
No39 総 6	○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、速やかに実施する。	○ 特許庁の協力を得て、平成 23 年 8 月に登記情報も含むビジネスレジスターの基盤となるデータと産業財産権の企業出願人情報との照合作業を名称、所在地等により実施した。	実施予定①	整備方針に基づき、平成 25 年 1 月以降、毎年実施する知的財産活動調査(特許庁)の対象となる企業出願人の情報に対して継続して照合作業を実施し、共通事業所・企業コードを付与することで対応

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
No40 総 7	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード（JASTPROコード）」（輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード）の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成 21 年度から検討する。	○ 日本輸出入者標準コード情報については、名称・所在地・コードのみの保有であり、海外取引実績等について把握できないことが判明したため、有用性は得られないという結論に至った。	実施済	—

## 第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

#### (1) サービス活動に係る統計の整備

##### イ 知的財産活動に関する統計の整備

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
No60 総 8 特 1	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成 23 年度までに結論を得る。	○ ビジネスレジスターの企業情報（名称、所在地）と産業財産権の企業出願人情報（申請人氏名、申請人住所）の照合結果を基に、平成 23 年 9 月に協議。未照合情報については、特許庁にて未照合の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照合された情報を基に企業出願人の共通事業所・企業コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照合情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照合を実施することとした。	実施済	—

### 第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

#### 1 効率的な統計作成

##### (1) 行政記録情報等の活用

##### ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
No107 総9	○ 経済センサス - 活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定）等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成23年度の経済センサス - 活動調査における活用を平成21年度から検討する	○ 雇用保険情報を含む労働保険情報（名称、所在地、保険関係等）の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス - 活動調査の名簿整備に活用。	実施済	—
No109 財2	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成21年度から具体的検討を行う。	○ ビジネスレジスターに収納されたEDINET情報を法人企業統計調査に活用する方策について、総務省、財務省、金融庁の3者による検討を21年度から開始した。現在の進捗状況は、平成23年7月に法人企業統計調査のデータ提供を受け、総務省の事業所母集団データベース担当において法人企業統計調査とEDINET情報との照合を実施している段階である。	検討中	今後の見通しは未定（注）

（注）備考欄に、「ビジネスレジスターに収納されたEDINET情報の活用は、有識者を交えた検討を行う必要があり早期に活用することは困難である。また、システム改修には相当な費用を要し、その費用対効果を慎重に見極める必要があるため、現在のところ今後の見通し等はたてられない。」との記載あり。